

－学校評価の在り方に関するワーキンググループとりまとめ－
地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(概要)

基本的考え方

- 学校評価を、教育活動その他の学校運営の改善のための組織的な取組により進める
- 学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりと捉えて積極的に進める
- 設置者や国は、全ての学校において実効性の高い学校評価が行われるよう支援する

実効性の高い学校評価とは

**学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとっても、
 学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組**

実効性を高めるための各学校における取組

学校内における取組の充実	学校関係者との連携・協働
<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の学校教育に関する方針を踏まえて、系統化・重点化した目標を設定する ・全教職員の参加と協働により組織的に学校評価を企画・実施する ・ICT活用等により効率的・効果的に学校評価を行う体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの積極的な情報提供により、学校の説明責任を果たすとともに、学校関係者の学校への理解促進と連携強化を図る ・学校運営協議会等の既存の仕組みを活用して学校関係者評価委員を確保する ・学校関係者が回答しやすいよう、外部アンケートを工夫する

実効性の高い学校評価の推進のための設置者と国の役割

設置者による支援の充実	国による支援等
<ul style="list-style-type: none"> ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価と連動させる ・研修等による継続的な人材育成を図る ・中学校区単位等の学校間連携を促進する ・指導主事の育成など教育委員会の組織体制を充実する ・効率化と負担軽減のための学校のICT環境を整備する ・各学校の情報提供・発信の指針となるガイドライン等を策定する ・地域や学校の実情等に応じ、第三者評価を実施する ・学校評価と教育委員会の自己点検・評価を連動させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により、実効性の高い学校評価を推進する人材を育成する ・学校関係者が当事者意識を持って学校評価に参加できるよう、学校運営協議会等の取組を推進する ・各大学において教員養成段階の取組を支援する ・調査研究の実施や好事例の収集をもとに成果を普及する ・各学校における実効性の高い学校評価の実施状況を調査・把握する ・全ての学校で自己評価と学校関係者評価が一体的に行われるよう、制度面も含む施策を検討する

すべての学校で実効性の高い自己評価と学校関係者評価を一体的に実施

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成22年10月8日
初等中等教育局長決定
(平成23年3月23日一部改正)

1 趣旨

平成16年にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が法制化されて以降、その設置数は着実に増加するとともに、学校支援地域本部等との連携によって、保護者や地域住民の学校運営への参画と学校支援を一体とした取組が見られるなど、制度の一定の定着が見られる。

また、平成19年に学校評価が法制化され、実施義務の課されている自己評価だけでなく、実施が努力義務とされている学校関係者評価の取組も進み、さらに、第三者評価を実施する学校や地域も見られるなど、学校評価の取組は全体として定着してきている。

これらの取組により、学校・家庭・地域の連携による新しい学校づくりが進んでおり、政府の新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においても、「民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上」に取り組むこととされている。

他方、①コミュニティ・スクールについては取組の地域差が大きいこと、②学校評価については実施に伴う負担感の軽減等が求められていること、③保護者や地域住民から学校に期待される役割の増大等により教職員の多忙感が増大していることなど、学校運営の改善においてさらに検討すべき課題が残されている。

このような状況を踏まえ、学校運営をより効果的・効率的なものとするとともに学校の自主性・自律性を高め、保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくため、実効性のある学校運営の改善方策等について、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携促進に関すること
- (2) 学校評価の在り方に関すること
- (3) 教職員の勤務負担軽減に関すること
- (4) その他学校運営の改善に関すること

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議の下にワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4 実施期間

平成22年10月8日から平成24年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、生涯学習政策局政策課の協力を得て、初等中等教育局参事官付において処理する。

(別紙)

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 委員

(五十音順 敬称略)

- ◎ 天笠 茂 千葉大学教育学部教授
- 奥村 高史 京都市PTA連絡協議会会長
- 貝ノ瀬 滋 東京都三鷹市教育長
- 勝方 信一 教育ジャーナリスト
- 金子 郁容 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
- 木岡 一明 名城大学大学院大学・学校づくり研究科 研究科長・教授
- 小林 定夫 公益財団法人日本生産性本部 主席経営コンサルタント
- 小松 郁夫 玉川大学教職大学院教授
- 佐藤 晴雄 日本大学文理学部教授
- 竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
- 松尾 隆 株式会社旭リサーチセンター常務取締役

◎ : 座長 ○ : 副座長

ワーキンググループの設置について

平成 23 年 6 月 24 日
学校運営の改善の在り方等に
関する調査研究協力者会議決定

1. ワーキンググループの設置

- (1) 「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」）に、学校評価の在り方について集中的な検討を行うため、「学校評価の在り方に関するワーキンググループ」（以下、「学校評価WG」）を設ける。
- (2) その他、座長が集中的な検討が必要と認める個別テーマについては、別途ワーキンググループを設ける。

2. 学校評価WGの検討事項

- (1) 学校評価の実施に伴う負担感の軽減
- (2) 学校評価の結果に基づく学校運営改善への教育委員会の支援
- (3) その他学校評価の実質化のために必要となる事項

3. 学校評価WGの構成員の選任

- (1) 学校評価WGの構成員は、協力者会議の委員の中から、座長が指名する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者に協力を求めることができる。

4. その他

学校評価WGの庶務は、関係局課の協力を得て、初等中等教育局参事官付が処理する。

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議
学校評価の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(五十音順 敬称略)

- ◎ 天笠 茂 千葉大学教育学部教授

- 石坂 康倫 東京都立日比谷高等学校長

- 木岡 一明 名城大学大学院大学・学校づくり研究科 研究科長・教授

- 小林 円 横浜市立根岸中学校事務職員

- 小松 郁夫 玉川大学教職大学院教授

- 實吉 幹夫 東京女子学園中学高等学校理事長・校長

- 松尾 隆 株式会社旭リサーチセンター常務取締役

- 松下 晋 群馬県前橋市立大胡東小学校長

- 三塚 修 仙台市教育委員会主任指導主事

- 柳澤 良明 香川大学教育学部教授

(主査：◎ 副主査：○)

これまでの議論の経緯

第1回（平成23年8月4日）

主な内容：自由討議

第2回（平成23年9月12日）

主な内容：有識者ヒアリング

三塚 修氏（仙台市教育委員会主任指導主事）

中佐博信氏（広島市立江波中学校校長）

高橋照枝氏（静岡市立豊田中学校教務主任）

第3回（平成23年9月28日）

主な内容：有識者ヒアリング

石坂康倫氏（東京都立日比谷高等学校校長）

妹尾昌俊氏（株式会社野村総合研究所社会システムコンサルティング
部主任コンサルタント）

實吉幹夫氏（東京女子学園中学高等学校理事長・校長）

第4回（平成23年10月5日）

主な内容：有識者ヒアリング

小寺康裕氏（武蔵村山市教育委員会教育指導課長）

林 正幸氏（京都市立高倉小学校校長）

富川芳人氏（社団法人日本PTA全国協議会副会長）

第5回（平成23年11月7日）

主な内容：これまで（第1回～第4回）の主な意見について
学校評価の実効性について

第6回（平成23年12月13日）

主な内容：学校評価の在り方に関するワーキンググループとりまとめ（素案）に
ついて

第7回（平成24年2月1日）

主な内容：学校評価の在り方に関するワーキンググループとりまとめ（案）につ
いて